

公益財団法人 日本腎臓財団

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本腎臓財団（以下、「本財団」という。）の定款第20条及び第40条に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本財団を主たる勤務場所とし、週3日以上出勤する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、宿泊費及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬)

第3条 本財団は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2. 常勤役員には、別表1「常勤役員の年間報酬」に定める額を上限として年間報酬を支給することとし、評議員会にて決定する。
3. 非常勤役員及び評議員に対しては、原則として理事会及び評議員会出席の都度、別表2「非常勤役員の報酬」及び別表5「評議員の報酬」に基づき報酬を支払うことができる。但し、職務の態様から年間報酬を支給することが適当と認められる場合には、別表3「年間報酬を支給することが適当と認められる非常勤役員の報酬」に定める額を上限として支給することとし、評議員会にて決定する。
4. 役員等には、賞与及び退職金を支給しない。

(報酬の支給)

第4条 常勤役員の報酬は、月額をもって支給するものとし、支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、職員給与取扱いに準じる。

2. 非常勤役員にあつて前条第3項但書きにより年間報酬を支給することが適当と認められる場合は、前項に準じる。

(委員会謝金)

第5条 前条第2項により年間報酬を支給されている者以外の非常勤役員並びに評議員のうち、各事業の委員に就任している非常勤役員及び評議員に対しては、原則として委員会等出席の都度、別表4「非常勤役員の謝金」及び別表6「評議員の謝金」に基づき謝金を支払うことができる。

(講師謝金)

第6条 役員等が透析療法従事職員研修会の講師等を務めた場合の取扱は、別に定める透析療法従事職員研修運営委員会規程による。

(費用)

第7条 本財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、別表7「費用」に基づきこれを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2. 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その取扱いは職員通勤手当支給規則に準じる。

(顧問への準用)

第8条 顧問が職務を執行したときは、第3条第1項を準用する。

2. 顧問がその職務を行うために要する費用は、第6条第1項を準用する。

(公表)

第9条 本財団は、この規程をもって、「認定法」第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定める。

附 則

1. この規程は、公益財団法人移行に伴い平成23年11月1日から施行する。
2. この規程は、平成29年5月15日に一部改訂する。
3. この規程は、令和5年5月19日に一部改訂する。

別表 1. 常勤役員の年間報酬

常務理事	上限 6,000,000円 (支払額)
------	---------------------

別表 2. 非常勤役員の報酬

理事会等出席の都度、一人一律10,000円 (所得税徴収後の金額)

別表 3. 年間報酬を支給することが適当と認められる非常勤役員の報酬

理事長	上限 3,600,000円 (支払額)
会長	上限 1,200,000円 (支払額)
その他役員	上限 600,000円 (支払額)

別表 4. 非常勤役員の謝金

委員会等出席の都度、一人一律10,000円 (所得税徴収後の金額)

別表 5. 評議員の報酬

評議員会等出席の都度、一人一律10,000円 (所得税徴収後の金額)

別表 6. 評議員の謝金

委員会等出席の都度、一人一律10,000円 (所得税徴収後の金額)

別表 7. 費用

役員及び評議員の交通費等の取扱は、次の通りとする。	
① 交通費	
・東京近郊地域 (東京・神奈川・埼玉・千葉)	5,000円
・上記以外	
東京近郊地域交通費に主要駅 (空港)・東京駅 (羽田空港)間の交通費実費を加算	
② 宿泊費	
会議等の都合により宿泊した場合	25,000円/泊

以 上